

【平成25年度日本保険学会大会】

シンポジウム

報告要旨：金岡 京子

保険法の観点から見た債権法改正の意義

東京海洋大学 金岡 京子

1 はじめに

保険法の観点から民法債権法改正中間試案（以下、「中間試案」という）の内容を検討する場合には、第一に、保険契約に関する民法の規定が、保険契約の内容にいかなる影響を及ぼす可能性があるかという点について、第二に、民法債権法改正は、保険法現代化の大きな目的の一つである保険契約者等の保護の強化との関係でどのように位置づけることができるかという点について考察する必要があると考える。

本報告においては、最初に、中間試案のうち、保険契約の内容に影響が及ぶ可能性があると考えられる改正案または新設案について概観し、次に、保険契約者等の保護の観点から、特に検討が必要であると考えられる規定案について検討し、最後に、保険法現代化の継続的展開という目標と照らし合わせた場合、債権法改正がいかなる意義を有するかについて考察することとする。

2 保険契約の内容に影響が及ぶ可能性がある改正案または新設案

保険契約の内容に影響が及ぶ可能性がある債権法の規定は、保険契約の一般法である保険法および商法に定めがないものである。債権法改正により、保険契約に関する民法の任意規定の改正または新設が行われる場合には、保険者が民法の任意規定と異なる内容の保険約款を使用するとき、民法の不当条項規制、もしくは消費者契約の場合には、消費者契約法10条の不当条項規制の対象となり得る。

他方、保険法の片面的強行規定により規制を受ける保険約款については、民法の不当条項規制の対象となり得るか否かが新たな問題となる。ドイツの裁判所は、保険契約法の片面的強行規定による約款の内容規制と民法による約款の内容規制は別個の制度であるから、民法の基準に基づき、片面的強行規定に係る保険約款が無効とされる場合もあるという立場であるが、日本の債権法改正において、保険法の片面的強行規定の判断基準が、民法による約款の内容規制の判断基準と同様であるか、さらに厳しい規制水準であると位置づけられる場合には、保険法の片面的強行規定により、保険契約者等に不利でないとした保険約款が、民法により無効とされる可能性は想定されていないと考えられる。

3 保険契約者等の保護の観点から特に検討が必要な新設案

保険契約に適用される保険約款は、保険約款の解釈に関する裁判例を通して、司法上の内容規制が行われてきた。この点は、保険約款の認可制度が廃止されたドイツにおいて、無効という効果を導く民法上の保険約款の内容規制の役割が拡大したこととは対照的である。中間試案の補足説明によれば、約款の解釈を通して司法的コントロールが行われてき

【平成25年度日本保険学会大会】

シンポジウム

報告要旨：金岡 京子

たことを踏まえて、司法的コントロールの内容を明らかにして予測可能性を高めるため、約款の内容の合理性を担保するための具体的規律を置く必要があると考えられていることから、解釈を通して実質的にその効力が否定されるような保険約款は、今後、不当条項として無効になる可能性もあり得る。

したがって債権法改正により、約款も含む契約の解釈に関する一般規定および約款の内容規制に関する規定が設けられた場合に、次の三つの観点から、債権法改正が保険約款の内容規制に及ぼす可能性がある影響について分析する必要がある。

第一に、保険約款の解釈においては、保険契約の継続的履行可能性および保険契約者間の公平性を担保するために、平均的あるいは合理的な顧客の理解可能性を基準として、約款の文言を客観的に解釈する手法を通して、保険約款の解釈が行われることが通例であり、当該契約に関する一切の事情を考慮して、当該契約の当事者が合理的に考えれば理解したと認められる意味に従って解釈することは困難であると考えられる。また、個別契約の契約締結時の状況その他の一切の事情を考慮して、保険約款の合理性を判断することは適していない場合もあると考えられる。したがって保険契約の継続的履行可能性および保険契約者間の公平性の観点から、中間試案の内容を検討する必要がある。

第二に、保険約款の解釈を通して、実質的にその効力を否定されることになった内容は、裁判官の解釈を通して補充されてきたが、当事者の仮定的合意内容を基準とする補充的契約解釈に関する規定が民法に設けられた場合には、これまでの裁判例で行われてきた保険約款の補充的解釈に影響を及ぼす可能性があるか否かについても検討する必要がある。

第三に、裁判官の補充的契約解釈により確定された保険約款の内容が、保険契約の継続的履行可能性および契約者間の公平性に影響する場合には、契約継続中の保険約款変更の問題が生ずる可能性がある。また民法により保険約款の条項が無効とされたことにより、保険約款に欠缺が生じ、その欠缺を補充しなければ、保険給付の担保範囲に影響が及ぶ場合に、継続中の保険約款変更の形でその欠缺の補充が必要となる。

契約継続中の保険約款の内容変更については、保険法に規定がなく、保険業法 240 条の 2、または保険業法施行規則 11 条 7 号による厳格な要件を満たした場合に認められている。中間試案の約款変更は、合理的な変更の必要性に照らして、相当な変更の範囲と程度であるという一般抽象的な基準に基づき判断され、かつ、不利益の程度に応じた適切な措置があれば、不利益変更も認めるという点で、保険業法 240 条の 2 及び保険業法施行規則 11 条 7 号に比しその適用範囲が拡大し、保険契約者等の保護に欠ける可能性もある。

4 保険法現代化の継続的展開へ向けた課題

民法債権法改正は、保険契約に係る民法の規定を明確化し、法的安定性を高め、その結果として保険契約者等保護の強化に資する面もある点において、その意義を肯定的に評価することができるが、契約の解釈、約款の内容規制、約款の変更に関する規定は、保険約款の特性を包含できる規律内容に改める必要があると考える。